

6. その他

有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
<input type="checkbox"/> なし		
<input type="checkbox"/> あり	(その内容)	

添付書類：「介護サービス等の一覧表」

※ _____ 様

説明年月日 年 月 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護
重要事項説明書

「ウエルガーデンみずほ台」

特定施設入居者生活介護(予防)重要事項説明書

ウエルガーデンみずほ台 料金表

介護料金表並びにサービス内容

介護サービスに関する請求までの流れ

特定施設入居者生活介護報酬(利用料)表

ご入居者

様

ウエルシア介護サービス株式会社

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

様

作成日 2019年 月 日

1. 事業主体概要

事業主体名	ウエルシア介護サービス株式会社
代表者名	代表取締役 野原 和夫
所在地	〒305-0061 茨城県つくば市稲荷前8番地1 布川ビル2階
電話番号	029-856-8888
設立年月日	1971年4月28日
基本財産・資本金	1億円

2. 施設概要

施設名	介護付有料老人ホーム ウエルガーデンみずほ台
特定施設入居者生活介護事業者の指定	1172900944号
(その他の指定事業)	介護予防特定施設入居者生活介護(事業者番号1172900944号)
施設の類型	介護付有料老人ホーム
類型についての基本的考え方	介護は同一施設内の介護専用居室等で行います。 「介護専用居室」では、要介護状態でのお世話をを行います。
施設目的と運営の方針	特定施設入居者生活介護が社会的な責任を有する事業であることを自覚し、まず事業の継続性を柱に入居者のニーズに沿ったサービスを提供し「ご利用者様の自立支援」に努めるとともに、高齢化社会における社会的責任を果たします。
施設長名	岩島 晋一
開設年月日	2013年10月1日
所在地・電話番号	〒354-0011 埼玉県富士見市大字水子5055-1 TEL049-275-0707
交通の便	東武東上線「みずほ台」より徒歩約10分
敷地概要(権利関係)	(敷地面積) 1,941.36㎡ (権利形態) 自己所有
建物概要(権利関係)	(延床面積) 1,958.78㎡ (建築構造) 鉄骨造 3階建 (権利形態) 自己所有 (竣工) 2013年10月

3. 主な設備等の概要

設備の種類	数	備考（面積等の説明）
介護居室	48室（定員48名） 1人部屋 48室	18.00㎡ 各居室にトイレ、洗面あり
一時介護室	なし	
浴室	4室 2階：2室、3階：2室	4室とも8.44㎡、3階2室のうち1室は機械浴
共用便所	3ヶ所 各階：各1ヶ所	4.00㎡～5.06㎡
健康管理室	1室 1階：1室	18.00㎡
食堂及びデイルーム	2室 2階：1室、3階：1室	72.35㎡
機能訓練室	1室 1階：1室	16.67㎡
廊下の幅	1.7m～2.2m	
その他の共用施設の概要	洗濯室、エレベーター、トイレ等、スプリンクラー設備	
ナースコール等緊急連絡 安否確認	ナースコール等設置 夜間はヘルパー1名以上が巡回、看護師1名以上が巡回	

4. 主な従業員の概要

（2019年 月 日現在）

	員数	区分				備考
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	1	0	0	0	
生活相談員	1	1	0	0	0	
介護職員	21	15	0	6	0	
看護職員	14	2	0	11	1	
機能訓練指導員	6	0	0	5	1	
計画作成担当者	1	1	0	0	0	
栄養士	0	0	0	0	0	
調理員	0	0	0	0	0	
事務職員	1	0	0	1	0	
その他	4	0	0	4	0	清掃員
標準的な夜間体制の 考え方(16時～翌10時)	夜間の介護及び緊急時に対応するために、介護職員等の直接処遇職員2人以上による夜間体制を確保します。					

5. 利用料金

- 別添： ① ウェルガーデンみずほ台料金表
 ② 別表1介護料金表ならびにサービス内容
 ③ 別表2介護サービスに関する請求までの流れ
 ④ 別表3特定施設入居者生活介護報酬（利用料）表

6. 利用料金の支払い方法

上記の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、明細を添えて請求します。
 支払いについては、原則として毎月月末に銀行口座からの自動引落としとします。

7. 施設の利用者数等に関する概要

(2019年 月 日現在)

入居定員	48名			
入居状況	総数(性別内訳)	36名(男性	14名、女性	22名)
	平均年齢	87.41歳(男性	87.35歳、女性	87.5歳)

8. 特定施設入居者生活介護の事業者指定に係る事項

(2019年 月 日現在)

利用者数	・ 要支援者 : 4名 ・ 要介護者 : 32名 合計 : 36名
------	---

職	人員		
内 訳	施設長	1人	(高齢者の介護について知識・経験を有する者)
	生活相談員	1人以上	(高齢者の介護について知識、経験を有する者)
	介護職員	1人以上	(看護職員と併せて、要介護者3人に対して1人以上)
	看護職員	必要数	(入居者30人までは1人以上)
	機能訓練指導員	1人以上	機能訓練指導員理学療法士、作業療法士、看護師など1人以上。 看護職員が兼務可能
	計画作成担当者	1人以上	介護支援専門員の資格必要
常勤換算方法の考え方	月間常勤換算時間160時間	: 20日/月 × 8時間/日で計算	
その他の指定事業にあたっての利用者数			

9. 介護の場所等の基本的考え方

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	全室介護専用居室のため、各居室において介護可能。
一時介護室へ移る場合 (判断基準・手続き・追加費用の要否、居室利用権の取扱等)	
当初以外の居室へ移る場合 (同上)	当初以外の居室へ移る場合、医師の意見を聴き、本人の意思を確認するとともに、連帯保証人の意見を聴いた上で入居者にとって最適の居室を選択するものとします。この場合、専用居室の利用権は新しい居室へ引き継がれ、追加の費用はありません。(但し、2人部屋を1人部屋として使用する等当初と内容が変わる場合を除きます。)

10. 協力医療機関等

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	医療法人財団 明理会 イムス富士見総合病院 診療科目:内科、外科、循環器内科、消化器内科、整形外科、皮膚科等 協力科目・内容:緊急時対応、入院の受入れ等
	医療法人社団 武蔵野会 新座志木中央総合病院 診療科目:内科、外科、整形外科、皮膚科等 協力科目・内容:緊急時対応、入院の受入れ等
	医療法人社団 松弘会 三愛病院 診療科目:内科、外科、脳神経外科、神経内科、等 協力科目・内容:緊急時対応、入院の受入れ等
	玲子内科クリニック 協力科目・内容:訪問診療
	まちだ訪問クリニック 協力科目・内容:訪問診療
	やすぎクリニック 協力科目・内容:訪問診療
	入居者が医療を要する場合の対応

11. サービス提供における事業者の義務

介護保険法に基づき、当施設は、人員基準及び設備・運営基準を満たした事業運営を行うとともに、利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供し、自らサービスの質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立ったサービスの提供が課せられています。

12. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「ウエルガーデンみずほ台防災計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	良好			
平常時の訓練等	別途定める「ウエルガーデンみずほ台防災計画」にのっとり年2回以上夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	なし
	避難階段	2ヶ所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	なし
	ガス漏れ報知機	なし	非常用電源	あり
その他				
防災計画等	消防署等への届出日： 2018年 11月 11日 防火管理者： 岩島 晋一			

13. その他ご利用の際の留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出て下さい。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙	居室は全室禁煙となっております。喫煙される場合は必ず指定の場所でご喫煙ください。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室などに立ち入らないようにして下さい。
現金等の管理	現金等の管理は原則できません。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
火器類の持込	居室内へのマッチ・ライター・石油ストーブ等火器類の持込はお断りします。

14. 損害賠償について

本契約第12条（損害賠償）より

第12条	事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し入居者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに入居者に対して損害を賠償します。但し入居者に過失がある場合は賠償額を減ずることができることとします。
------	--

15. 契約の終了について

本契約第13条（契約の終了事由）より

第13条	本契約は、次の各号のいずれかに該当するときは、終了します。 (1) 入居者が死亡した場合 (2) 要介護認定等により入居者が自立と認定された場合 (3) 施設の入居契約が終了した場合 (4) 施設が介護保険法令等に基づく特定施設入居者生活介護の事業者指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合 (5) 入居者が施設の特定施設入居者生活介護に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合 (6) 第14条から第15条に基づき本契約が解除又は解約された場合
------	---

本契約第14条（事業者からの契約解除）より

第14条	事業者は、入居者の行動が他の入居者の生命、身体、財産に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除できるものとします。
2.	前項の場合、事業者は次の手続きを行います。 (1) 医師の意見を聴くこと (2) 契約解除の通告について3ヶ月の予告期間をおくこと (3) 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認するとともに、連帯保証人等の意見を聴くこと (4) 一定の観察期間を置くこと
3.	事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払につき、入居者が支払を遅延したか、その支払がない場合等、本契約における事業者と入居者及び連帯保証人等の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、3ヶ月の予告期間において本契約を解除できるものとします。この場合、前項第3号の規定を準用します。

本契約第15条（入居者からの途中解約）より

第15条	入居者は本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、入居者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に書面により通知するものとします。
------	--

16. 苦情の受付について

施設内の体制	施設及び本社において、下記のとおり随時苦情をお受けします。直接言いづらいことなどについては、施設設置の「ご意見箱」に投稿することもできます。受け付けた苦情に対しては、社内関係部署とも協議した上で誠意をもって対応します。 施設長：岩島 晋一 電話：049-275-0707 本社窓口：ウエルシア介護サービス株式会社 電話：029-856-8888 受付時間：午前9時～午後6時
施設外の窓口	都県及び市区町村の介護保険関連部署、国民健康保険団体連合会（以下国保連という）等の外部苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。 富士見市高齢者福祉課 TEL 049-252-7107 埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口） TEL 048-824-2568

説明年月日： 年 月 日

説明者署名： _____

本書の記載事項について上記説明者から説明をうけ重要事項説明書に同意しました。

署名： _____

ウエルガーデンみずほ台 料金表

制定 2013年 10月3日

改定 2018年 4月1日

敷金について

2014年4月1日現在の消費税率（8%）を適用

敷金	100,000円	退去時の居室原状回復・居室クリーニング費用としてお預かりし、退去時には費用を差し引いた差額分を返却
----	----------	---

月額利用料について

施設利用費	98,000円	家賃相当額の料金
管理費	75,571円	事務管理部門の person 費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための person 費・事務費、その他施設の維持管理費及び、光熱水費等。
食費	61,710円 (1日3食で30日の場合)	朝食514円、昼食720円、夕食823円 ※特別食は別途実費負担となります。

※ 介護費用については別表3を参照

別表1

介護料金表並びにサービス内容

1. 費用の項目

2014年4月1日現在の消費税率（8%）を適用

生活・管理費用	介護費用	その他費用
食費 61,710円/30日(2,057円/1日3食) 管理費 75,571円/月 【内訳】施設運営に必要な管理部門費用	基本介護費用	要望に応じたサービス

※ 紙おむつ代は別途実費請求とします。

2. 介護サービス内容

基本介護サービス表

ケア項目	ケア内容	内 訳	
巡回	昼間		
	夜間		
入浴等	入浴	見守り 介助	
	特別入浴	機械浴	
	部分入浴	手指足浴	
		洗髪	
		陰部・臀部 洗浄	
	全身清拭	(着脱含み)	
部分清拭	体幹 上肢 下肢 陰部・臀部		
排泄	排泄誘導・介助	(介助・処理)	
	おむつ交換	清拭含	
	(成人用紙おむつ代含まず) 排泄器処理	陰部・臀部洗浄	
食事介助	食事介助	半介助 全介助	
	おやつ	水分補給を兼ねる	
機能訓練	リハビリ体操		
	拘縮予防	四肢運動	
身辺介助	着脱介助	起床就寝時の着替え	
	体位変換の介助		
	居室からの移動	介助見守り 車椅子	
寝具衣類管理	特殊洗濯	汚物など	
	リネン交換	シーツ交換	
日常健康管理	薬管理保管・準備	投薬・点眼	
	水分チェック	水分量のチェック・指導	
	バイタルチェック	血圧・心拍数・体温	
	排泄チェック	尿・便回数チェック	
	介護記録	日常生活の記録	
病院付き添い	協力医療機関 協力歯科医療機関		
衛生管理	口腔洗浄	歯磨	
		うがい・介助	
		口腔内清拭	
	義歯手入れ		
洗面介助	起床就寝時の洗面		
身だしなみ	髭剃り・化粧補助		
家事援助	清掃・洗濯・配膳		
	下膳・寝具整理 他		

基本介護サービス(問題行動)表

症 状 / 詳細
○物を盗られたなどと被害的になる/被害妄想
○作話をし周囲に言いふらす
○実際にはないものが見えたり、聞こえたりする
○感情的にうめくなどの状況が持続/明らかに感情が不安定になる場合
○夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある 夜間不眠の訴えが何日間も続き、明らかに昼夜が逆転するなどし、日常生活に支障が生じている場合。睡眠薬等投与により睡眠がうまくコントロールされていなければ含まれない。
○暴言や暴行を行う 発語的暴力、物理的暴力のいずれか、あるいは両方が現れる場合。
○しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てる 絶えず独語や同じ話を繰り返したり、口や物を使って周囲に不快な音を立てる場合。
○大声を出す 周囲に迷惑となるような大声を出す場合。日常会話で声が大きい場合は含まれない。
○助言や介護に抵抗する(言っても従わない場合) 明らかに介護者の助言や介護に抵抗し、介護に支障がある場合。単に助言をしても従わない場合は含まれない。
○目的もなく動き回る 歩き回る、車椅子で動き回る、床やベットの上で這い回るなど、目的なく動きまわる場合。
○「家に帰る」等と言い落ち着きがない 落ち着きがなくなる場合をいう。「家に帰りたい」というだけで状態が落ち着いている場合は含まれない。
○一人で外へ出たがり目が離せない 環境上の工夫等で外へ出ることがなかつたり、又は歩けない場合等は含まない。
○収集癖がある 周囲の迷惑とならない、ひもや包装紙などを集める等の趣味は含まれない。衣類等を捨ててしまう行為により、物や衣類を壊したり破いたりするのと同様の支障が出る場合も含まれる。
○物や衣類を壊したり、破いたりする 物を壊したり、衣類を破いたりする行動によって日常生活に支障が生じる場合。
○不潔行為 弄便(尿)など排泄物を弄ぶ、尿を撒き散らす場合。身体が清潔でない場合は含まれない。
○異食行為 食べられない物を口に入れる。完全に飲み込まなくても口の中に入れて異食行動に含める。
○ひどい物忘れ ひどい物忘れがあるために、日常生活に支障が生じる場合。

症状の度合い	頻度
軽度	基本介護サービス（問題行動）の項目のいずれけが、1ヶ月間に数回の頻度で症状が発生する場合
中度	基本介護サービス（問題行動）の項目のいずれけが、1週間に1回～2回程度の頻度で症状が発生する場合
重度	基本介護サービス（問題行動）の項目のいずれけが、1週間に3回～4回程度の頻度で症状が発生する場合
最重度	基本介護サービス（問題行動）の項目のいずれけが、毎日または2日に1回の頻度で症状が発生する場合

3. 要望に応じて提供出来るサービス表

(円)

生活向上サービス (趣味、教養)	買い物(遠方)	1491～
	外食	1491～
	ドライブ	1491～
	カルチャー(お花/お茶/書道/他)	1491～
	グループ旅行	
付き添い	自立支援介助	2571～
	買い物(近所)	617～
	通院	1491～
理容室	散髪	1543～
代行	役所手続き	1491～

4. 健康管理について

健康診断 —— 必要に応じ健康診断を行います。

健康相談 —— 月2回健康相談を行います。

別表2

介護サービスに関する請求までの流れ

- (1) サービス計画の作成
 - (2) サービス計画に基づく介護費用見積の作成
- ↓
- (3) サービス計画内容、介護費用見積について連帯保証人兼身元引受人と面談実施
 - a. 利用者への自立支援目標の説明
 - b. 日常必要と考えるケア項目及び具体的サービス内容・回数についての説明
 - c. サービス計画に基づく介護費用見積の提示

↓

介護見積額と介護保険給付額との関係説明 (例)



ご要望に応じたサービス

横だしサービスは実費請求とします。

- ↓
- (4) 入居者の要望、並びに連帯保証人兼身元引受人により入居者への介護に対してのご要望を受け、調整を計った上でサービス計画に基づくサービス提供への了承を得ます。
- ↓
- (5) サービス計画に基づく入居者への介護サービスを実施します。
- ↓
- (6) サービス計画に基づく介護費用と生活費用の請求書を発行します。

別表3 特定施設入居者生活介護報酬(利用料)表

※ウエルガーデンみずほ台における介護報酬 (平成30年8月1日現在)

一割負担時

要介護認定等の結果	介護報酬の単位	夜間看護体制加算	入居継続支援加算	基本料金(1日分)	利用者負担額(1日分)	基本料金(30日分)	利用者負担額(30日分)
要支援1	180単位/日			2,218円	222円	66,549円	6,655円
要支援2	309単位/日			3,543円	355円	106,294円	10,630円
要介護1	534単位/日	10単位/日	36単位/日	5,956円	596円	178,698円	17,870円
要介護2	599単位/日	10単位/日	36単位/日	6,624円	663円	198,724円	19,873円
要介護3	668単位/日	10単位/日	36単位/日	7,332円	734円	219,983円	21,999円
要介護4	732単位/日	10単位/日	36単位/日	7,990円	799円	239,701円	23,971円
要介護5	800単位/日	10単位/日	36単位/日	8,688円	869円	260,652円	26,066円

二割負担時

要介護認定等の結果	介護報酬の単位	夜間看護体制加算	入居継続支援加算	基本料金(1日分)	利用者負担額(1日分)	基本料金(30日分)	利用者負担額(30日分)
要支援1	180単位/日			1,848円	370円	55,458円	11,092円
要支援2	309単位/日			3,173円	635円	95,202円	19,041円
要介護1	534単位/日	10単位/日	36単位/日	5,956円	1,192円	178,698円	35,740円
要介護2	599単位/日	10単位/日	36単位/日	6,624円	1,325円	198,724円	39,745円
要介護3	668単位/日	10単位/日	36単位/日	7,332円	1,467円	219,983円	43,997円
要介護4	732単位/日	10単位/日	36単位/日	7,990円	1,598円	239,701円	47,941円
要介護5	800単位/日	10単位/日	36単位/日	8,688円	1,738円	260,652円	52,131円

三割負担時

要介護認定等の結果	介護報酬の単位	夜間看護体制加算	入居継続支援加算	基本料金(1日分)	利用者負担額(1日分)	基本料金(30日分)	利用者負担額(30日分)
要支援1	180単位/日			1,848円	555円	55,458円	16,638円
要支援2	309単位/日			3,173円	952円	95,202円	28,561円
要介護1	534単位/日	10単位/日	36単位/日	5,956円	1,787円	178,698円	53,610円
要介護2	599単位/日	10単位/日	36単位/日	6,624円	1,988円	198,724円	59,618円
要介護3	668単位/日	10単位/日	36単位/日	7,332円	2,200円	219,983円	65,996円
要介護4	732単位/日	10単位/日	36単位/日	7,990円	2,397円	239,701円	71,911円
要介護5	800単位/日	10単位/日	36単位/日	8,688円	2,607円	260,652円	78,196円

- ・当施設の介護報酬額は、1単位= 10.27円(6級地)です。(上記は少数点以下切捨て)
- ・上記の介護報酬は実際の利用日数に応じて決定します。
- ・当事業所は夜間看護体制加算(1日10単位)を取得しています。
- ・当事業所は入居継続支援加算(1日36単位)を取得しています。
- ・その他に口腔衛生管理体制加算(1月30単位:対象者のみ)が発生する事があります。